

別表 4
経費負担区分

項目	内容	甲	乙
施設・厨房設備類	建設設備、厨房設備機器及び附帯設備	○	
厨房内備品類	コンテナ、移動台、作業台、移動シンク、清掃用具入れ、台車、台秤等	○	
設備等維持	施設・厨房設備類、厨房内備品類修繕等	○乙の過失による場合は乙	
光熱水費・燃料費	電気、ガス、灯油、上下水道料	○	乙は節減に努める
通信費	電話、ファックス、テレビ	○乙の使用分は乙	
厨房内消耗品	【小型調理器具】 包丁、まな板、ボール、プラスチック類、タライ、番重、スパテラ、すくい網、ひしゃく、金網ザル等	○初期準備は甲乙協議による	
	食器・食缶等配膳用品	○乙の過失による破損は乙	
	食器・食缶用洗剤	○	
	食器・食缶用消毒薬、食材用消毒その他洗剤、DPD剤、ペーパータオル、ラップ、ごみ袋、スポンジ、たわし、消毒薬等		○
調理用被服類	作業用上・下衣、前掛け、短靴、長靴、帽子、マスク、サンダル、手袋等（洗濯費も含む）		○
雑貨・文房具類、医薬品	業務従事者用茶器、お茶類、ボールペン等		○
	消毒薬、火傷薬、湿布薬、緊急絆創膏、包帯等		○
事務用品類	キャビネット、電話機等（設置に係る費用も含む）		○乙の休憩室用は乙
施設附属消耗品類	蛍光灯、殺菌灯（噴霧器含）等施設に付随した消耗品	○	
その他消耗品	コピー用紙、清掃・点検用具類、トイレトペーパー等、主として乙が使用する消耗品		○
維持管理費	専門清掃・消毒（施設消毒・害虫駆除等）	○	
廃棄物処理費	生ゴミ、ダンボール、廃油、一般廃棄物等		○
食材料費		○	
給食費	業務従事者喫食分		○
保険	食中毒等で甲に損害を与えた場合		○
従事者人件費等	人件費、法定福利費、福利厚生費		○
	労働保険・社会保険の加入		○
	健康診断、検便等		○
	研修に関する経費		○
その他、乙が負担することが適当と認められるもの			○

- ①小型調理器具及び業務に必要な消耗品類は、取得単価がおおむね1万円未満のものとする。
- ②乙が調達すべき物品については、学校給食調理業務の性格に鑑み、安全性の配慮がされたもの及び環境への負荷が小さいものを使用すること。
- ③小型調理器具及び業務に必要な消耗品類の交換時期は適切に行うとともに、甲が交換の必要があると判断した場合はこれに従うものとする。
- ④甲が調達するものの中で、乙が独自で用意したいものについては、甲に申し出ること。認められた場合は、必要経費を乙の負担とすること。